

年機構發第6号  
令和6年4月9日

## 法人文書不開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

日本年金機構



令和6年3月11日受付の法人文書開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり不開示とすることとしましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した法人文書の名称

障害年金の申請者が作成した「病歴・就労状況等申立書」の記載内容を確認するために雇用保険への加入状況を調べるかどうかが分かる文書（最新版）

#### 2 不開示とした理由

対象の法人文書は作成されておらず、保有もしていないため、文書不存在で不開示となります。

※ この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日本年金機構に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）

<開示決定内容に関する照会先>  
日本年金機構  
年金給付部給付事業推進グループ  
担当 鈴木  
電話：03-5344-1100（代表）  
(内線) 3521

<開示請求制度に関する照会先>  
日本年金機構  
経営企画部総務室情報公開文書グループ  
担当 岩田・小林  
電話：03-5344-1100（代表）  
(内線) 1123